

議第 1 2 0 号

呉市保育所条例の一部を改正する条例の制定について  
 呉市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市保育所条例の一部を改正する条例

呉市保育所条例（昭和 6 2 年呉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">呉市保育所条例 （設置）</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、<u>別表</u>のとおり保育所を設置する。</p> <p style="text-align: center;">（保育）</p> <p>第 2 条 保育所は、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保育（<u>法第 2 4 条第 1 項本文の規定による保育所における保育をいう。以下同じ。</u>）を行う。</p> <p style="text-align: center;">（入所の承諾）</p> <p>第 3 条 保育所へ乳幼児を入所させようとするときは、その保護者は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 2 0 条に規定する認定を受けた上で、市長の承諾を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第 6 条 市長は、保育所の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市長が指定する保育所（以下「指定保育</p>	<p style="text-align: center;">呉市保育所<u>及び小規模保育施設</u>条例 （設置）</p> <p>第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、<u>法第 3 9 条第 1 項に規定する保育所として、別表第 1 のとおり保育所を設置する。</u></p> <p><u>2 法第 3 4 条の 1 5 第 1 項の規定に基づき、法第 6 条の 3 第 1 0 項に規定する小規模保育事業を行う施設として、別表第 2 のとおり小規模保育施設を設置する。</u></p> <p style="text-align: center;">（保育）</p> <p>第 2 条 <u>保育所及び小規模保育施設</u>（以下「<u>保育所等</u>」という。）は、乳児又は幼児（<u>法第 4 条第 1 項に規定する乳児又は幼児をいう。以下「乳幼児」という。</u>）の保育を行う。</p> <p style="text-align: center;">（入所の承諾）</p> <p>第 3 条 <u>保育所等</u>へ乳幼児を入所させようとするときは、その保護者は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「支援法」という。）第 2 0 条に規定する認定を受けた上で、市長の承諾を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（指定管理者による管理）</p> <p>第 6 条 市長は、<u>保育所等</u>の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に市長が指定する<u>保育所等</u>（以下「指</p>

所」という。)の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に指定保育所の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があった者のうち、次に掲げる基準に最も適合していると認められる者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) ～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、保育所の設置の目的を達成するために十分な能力を有している者であること。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 指定保育所の施設の維持及び管理(市長が定めるものを除く。)に関する業務

(2) 指定保育所における保育に関する業務

(3) 略

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い指定保育所の管理を行わなければならない。

別表(第1条関係)

略

定保育所等」という。)の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の申請)

第7条 指定管理者の指定を受けようとする者は、市長が別に定める申請書に指定保育所等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第8条 市長は、前条の規定により申請があった者のうち、次に掲げる基準に最も適合していると認められる者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

(1) ～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、保育所等の設置の目的を達成するために十分な能力を有している者であること。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 指定保育所等の施設の維持及び管理(市長が定めるものを除く。)に関する業務

(2) 指定保育所等における保育に関する業務

(3) 略

(指定管理者が行う管理の基準)

第10条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い指定保育所等の管理を行わなければならない。

別表第1(第1条関係)

略

別表第2(第1条関係)

事業所名	位置
呉市ゆたか 保育所	呉市豊町大長字中大浦4 783番地

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(呉市地域保育所条例の廃止)
- 2 呉市地域保育所条例（平成17年呉市条例第29号）は、廃止する。

(提案理由)

小規模保育事業を実施する施設として呉市ゆたか保育所を設置するとともに、呉市地域保育所を廃止するため、この条例案を提出する。